

○長崎国際大学研究データの取扱い等に関する内規

(平成28年2月24日制定)

改正 令和元年9月25日 令和2年2月1日

令和3年9月1日

(目的)

第1条 この内規は、本学における研究データの保存及び開示について、必要な事項を定める。

(研究データ)

第2条 この内規において、「研究データ」とは、論文等の成果発表の根拠となった資料及び試料をいう。

(保存・開示の担当)

第2条の2 研究データの保存・開示に関する事項は、研究倫理委員長が担当する。

(保存責任者)

第3条 研究データの保存責任者は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 個人研究 研究者本人
- (2) 共同研究(学生・大学院生を含む。) 研究成果をとりまとめる研究者

(保存期間)

第4条 研究データの保存期間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 資料(文書、数値データ、画像等)は、原則として、論文等の成果発表後10年間。
- (2) 試料(実験試料、標本等)は、原則として、論文等の成果発表後5年間。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの(5年を経る前に消滅する、又は廃棄等が必要なもの)についてはこの限りでないが、その場合においては、当該成果の追試又は再現を行うために必要なデータをできる限り保存するよう努めるものとする。

(匿名化)

第5条 個人情報を含む研究データは、匿名化して保存するものとする。

(開示)

第6条 保存する研究データは、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、必要に応じ開示しなければならない。

(確認)

第7条 保存責任者は、保存する研究データが適切に保存等されているかを、適時、確認しなければならない。

(改定)

第8条 この内規の改定は、研究倫理委員会の議を経て、学長が決定する。

(事務)

第9条 この内規に関する事務は、産学連携・研究支援室がおこなう。

附 則

この内規は、平成28年2月24日より施行する。

附 則(令和元年9月25日)

この内規は、令和元年9月25日より施行する。

附 則（令和2年2月1日）

この内規は、令和2年2月1日から施行する。

附 則（令和3年9月1日）

この内規は、令和3年9月1日から施行する。